

令和3年第3回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和3年第3回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和3年8月18日

午後2時00分開会

組合長挨拶

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告

報告第1号 令和2年度伊南行政組合一般会計予算継続費精算報告書の報告について

報告第2号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第4 議案の上程及び提案説明

議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第7号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第6 一般質問

日程第7 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長挨拶

出席議員（17名）

1番	小林敏夫	2番	氣賀澤葉子
3番	竹村知子	4番	加治木今
5番	竹村誉	6番	宮下稔
7番	三原一高	8番	折山誠
9番	宮脇寛行	10番	吉川順平
11番	星野晃伸	12番	山崎啓造
13番	中塚礼次郎	14番	柳生仁
15番	天野早人	16番	加藤恭一
17番	川手三平		

説明のために出席した者

組 合 長	伊 藤 祐 三	副 組 合 長	下 平 洋 一
副 組 合 長	宮 下 健 彦	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	小 平 操	事 務 局 長	小 出 孝 幸
会 計 管 理 者	北 澤 武 志	病院事業管理者職務代理者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	倉 田 貴 志	新病院建設準備室長	佐 野 秀 一
病 院 総 務 課 長	渋 谷 昭 二	駒ヶ根市民生部長	中 村 竜 一
飯島町住民税務課長	松 澤 京 子	中川村保健福祉課長	眞 島 俊
宮田村住民課長	浦 野 康 之	代 表 監 査 委 員	佐 藤 伊 左 男
監 査 委 員	小 林 修	監 査 委 員	三 原 一 高

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	小 林 美 恵
事 務 局 書 記	渋 谷 一 馬
事 務 局 書 記	吉 澤 照 代

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（小林 美恵君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（山崎 啓造君） 御参集御苦勞さまでございます。

梅雨が明け暑い夏が続いていましたが、ここに来て先般の停滞前線による長雨により各地で災害が発生しています。依然として雨が続き、災害が心配される状況であります。

記録的な大雨によりまして貴い命が失われました。亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、本年はコロナ禍の中で今まで経験したことのないオリンピックが57年ぶりに東京で開催されました。感染拡大中ではありましたが、それぞれの国の選手の活躍により多くの感動と勇気を与えられ、閉幕いたしました。

9月にはパラリンピックが始まります。選手の皆さんの御健闘をお祈りいたします。

また一方、市町村や職域でのワクチン接種は多くの皆さんの努力により実施され、一日も早い終息を図ることが必要だと感じております。

皆さんの感染予防により伊南地域の皆様が少しずつ以前の生活を取り戻し、安心した暮らしができることを今は願うのみであります。

それでは、これより令和3年7月19日付、告示第5号をもって招集された令和3年第3回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より御挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 皆様、こんにちは（一同「こんにちは」）

令和3年7月19日付、告示第5号をもちまして令和3年第3回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては全議員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、7月6日告示の宮田村長選挙におきまして再選を果たされました小田切康彦村長には、引き続き副組合長としてお願いをいたします。

小田切村長におかれましては、宮田村発展のために一層の御活躍を祈念申し上げますとともに、伊南行政組合副組合長として伊南地域の進展と住民福祉の向上のために御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、8月上旬の猛暑から一転しまして、停滞する前線の影響で記録的な長雨が続き、

岡谷市では土砂崩れにより3人が亡くなられました。心からお見舞いを申し上げます。

また、伊南地域でも新大田切橋を点検のため通行止めとすることいたしました。当地でも影響は広がっております。

なお雨が続き、警戒を緩めることはできない状況であります。

また、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大も続いております。

8月6日には全県に医療警報が出され、引き続き住民の皆さんには感染症対策に万全を期すようお願いをいたします。

ワクチン供給の遅れはありますけれども、接種を着実に進めてまいりたいと思います。

次に地域経済の状況であります。7月の長野経済研究所の調査によります県内の景気動向は「厳しい状況が続いているが、持ち直しの動きがみられる」としております。

雇用環境では、ハローワーク伊那管内の5月の有効求人倍率は1.19倍であり、前年同月と比べますと0.36ポイント上昇しております。

今後につきましては「新型コロナ変異株の広がりによる、経済への影響を注視する必要がある」とされておりました。業種によっても回復の度合いに差がある状況で、なかなか全面的な景気回復は見通せない状況であります。

さて、今議会に提案申し上げます案件は、報告2件、決算認定2件、補正予算2件でございます。

報告2件は衛生センター基幹的整備改修事業の継続費の精算報告と病院事業の備品整備の予算繰越の報告であります。

決算認定では、一般会計では前年に比較しまして歳入は7.3%増の17億8,874万円、歳出は7.5%増の17億5,766万円で、結果としまして実質収支は3,108万円となっております。

また病院事業会計は、入院、外来ともに患者数が減少しまして医業収支は悪化したものの、診療単価の上昇やコロナ関連の県補助金収入などによりまして純損益は2億4,572万円の黒字となりました。引き続き医療機能の向上と経営基盤の強化に取り組んでまいります。

次に令和3年度一般会計補正予算でございます。

繰越金の確定に伴う分担金の減額精算と繰越金の一部を所管施設の緊急的な修繕等に備えまして予備費として留保させていただくための補正を提案申し上げます。

また、令和3年度病院事業会計補正予算でございますが、県補助金を活用しまして新型コロナウイルス感染症患者等の診療体制の整備及び感染防止対策の向上を図るための機器整備に要する予算計上を行うものであります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

また、次年度以降の3か年実施計画、病院事業経営計画の進捗状況などにつきましては、議会全員協議会において御協議いただきたいと思っております。

以上申し上げます。第3回定例議会招集に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎 啓造君） それでは、ここで宮田村長として3期目を迎えられました小田切副組合長から御挨拶をお願いいたします。

○副組合長（小田切康彦君） 改めまして、こんにちは。（一同「こんにちは」）

宮田村の小田切でございます。よろしくお願い申し上げます。

ここで挨拶するのもちょうど3回目になるわけですが、先ほどからお話ございましたけれど、8年前に比べまして本当にいろいろの面で大変世の中が激変しているわけですが。その1つが地球温暖化に伴い各地で発生する大災害、私どもの村もそうですが、今回も方々の地区でいろいろと発生しているわけですが、また先ほどから出ております新型コロナの大流行の問題等々、伊南を取り巻く環境は激変して大変厳しい中にあるわけですが。御案内のとおり大変浅学非才でございますが、伊南発展のために微力でございますが努力してまいりたいと思います。

御来席の皆様方の一層の御交誼、また御指導賜りますよう心からお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。(一同拍手)

○議 長(山崎 啓造君) 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により3番 竹村知子議員、4番 加治木今議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日限りと決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3

報告第1号 令和2年度伊南行政組合一般会計予算継続費精算報告書の報告について

報告第2号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計予算繰越計算書の報告について

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(小出 孝幸君) それでは議案書を1枚おめくりいただきまして、報告1—1ページをお開きください。

報告第1号 令和2年度伊南行政組合一般会計予算継続費精算報告書の報告について、地方自治法施行令の規定により調製をいたしましたので、御報告申し上げます。

次ページ、報告1—2ページをお開きください。

精算報告書にありますように、衛生センターの基幹的整備改修事業につきましては、上段の令和元年度分で年割額1億6,970万円に対し支出済額は7,935万6,000円となり、比較欄の9,034万4,000円を令和2年度に繰り越してしております。したがって、2段目の令和2年度の年割額6億9,120万円に対し支出済額は前年度繰越分を含めて7億8,020万7,000円となり、比較欄では年割額と支出済額の差に三角の表示がされております。

最終的には、最下段の2年分の合計、年割額8億6,090万円に対して支出済額8億5,956万3,000円となり、残額が133万7,000円となりました。

財源内訳については御覧のとおりでございます。

以上、報告させていただきます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 報告第2号について御説明申し上げます。

地方公営企業法の規定に基づき令和2年度予算の一部を繰り越しましたので、御報告いたします。

報告2—2ページをお開きください。

1款1項 建設改良費予算のうち700万円を翌年度に繰り越したものでございます。

財源内訳は、全額、県補助金です。

昨年度、発熱症状のある患者さんの検査や診察に対応するため発熱外来診察室を設置したところですが、患者数が急増した場合や悪天候に備えて臨時の待合場所としてエアテントの購入を予定し、補助事業に採択されておりました。

その後の状況の変化もございまして、より有効に活用できる製品の選定を進めておりましたが、年度内発注に至らなかったため、県の承認を得て予算を繰り越し、翌年度に執行することとしたものでございます。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（山崎 啓造君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

これより質疑に入ります。

報告第1号 令和2年度伊南行政組合一般会計予算継続費精算報告書の報告について

報告第2号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計予算繰越計算書の報告について

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○4番（加治木 今君） 伊南行政組合の病院事業会計のほうの長野県の補助金についてお聞きをしたいと思います。

緊急包括支援補助金というのは、その使い方のルールというか、そういうものはどういうふうに表示されているのか、あとはどの期限内に使わなければいけないとか、どの範囲で使うことができるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） お答えいたします。

この補助金は、昨年度のコロナの発生に起因しまして国が包括的な制度を定めて、その財源が県に譲与され、県の補助制度が改めて作成されて、県内医療機関が使用できる、活用できることとなったものでございます。

補助対象につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者さん、あるいは疑い患者さん、さらには発熱症状のある患者さん、そうした皆さんの受入れ態勢の整備に要する費用とされておりまして、非常に幅広く包括的な補助金ということになります。

予算単年度主義によりまして、本来であれば昨年度中に完結すればよかったんですけども、予算の繰り越しは県に認めていただきました。それで、本年度中に執行すればいいということになっております。

以上でございます。

○議長（山崎 啓造君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 令和2年度伊南行政組合一般会計予算継続費精算報告書の報告について

報告第2号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計予算繰越計算書の報告について

以上2議案については、報告のとおり、これを承認することといたしました。

日程第4 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第7号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者（北澤 武志君） それでは、議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案説明を申し上げます。

お手元の一般会計歳入歳出決算書により御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

令和2年度の一般会計の事務事業につきましては、コロナ禍の傘下にありましたが、予算に沿ってほぼ順調に管理、運営が行われております。

それでは決算の概要について御説明いたしますので、決算書の1ページをお開きください。

一番下の歳入総額は17億8,874万円余で、前年比で7億5,627万6,000円余、率にしまして73.2%の増加となりました。

歳入未済額はありませんでした。

科目ごとの内訳でございますが、1款1項 分担金10億788万1,000円は構成市町村の分担金で、前年比で8,848万9,000円、9.6%の増加となりました。増の要因は、歳出のほうで病院費、衛生センター費、火葬場費が増加したことによるものでございます。

2款1項 使用料2,214万6,000円余は伊南聖苑、衛生センターの使用料でございます。前年比で74万7,000円余、3.3%減少いたしております。減の要因は、火葬件数の減による火葬場使用料の減少及びし尿等の搬入量減による衛生センター使用料の減少によるものでございます。

5款1項の財産運用収入3万円余は土地の貸付収入と医師確保基金の解約利息でございます。

6款1項の繰越金は3,210万3,000円余でした。

7款 諸収入でございますが、1項の預金利子及び2項の雑入を合せ77万9,000円余で、前年度より2万4,000円余増加となりました。

続きまして8款1項 組合債でございますが、7億2,080万円で、新たに3件の起債借入れを行っております。内訳でございますが、衛生センター基幹的整備改修工事の通次繰越分が8,120万円、現年度分が6億2,090万円、伊南聖苑空調設備改修事業が1,870万円となっております。

9款1項 寄附金につきましては、年度中の寄附実績はありませんでした。

10款1項 繰入金は、医師確保対策事業を実施したため500万円の繰入れを行っております。

続きまして歳出について御説明いたします。

決算書の2ページをお願いいたします。

表の一番下の歳出総額は17億5,766万円余で、前年比で7億5,729万9,000円余の増、率にして75.7%の増

加となりました。予算執行率は97.7%でございました。

科目ごとの内訳でございますが、1款1項の議会費は59万9,000円余で、前年度より62万4,000円余の減となりましたが、隔年で実施している議員研修が2年度には行われなかったことによります。

2款 総務費は3,152万7,000円余で、前年比で231万7,000円余減少いたしました。

1項 総務管理費では職員構成の変更による人件費が減となり、2項 監査委員費では新型コロナウイルス感染拡大に伴い委員研修を実施できなかったことが減の要因となっております。

3款 衛生費でございますが、16億6,313万5,000円余で、前年比で7億5,972万1,000円余、率にしまして84.1%増加いたしました。

1項 保健衛生費では、観成園敷地料の補助金が減少した一方で、伊南聖苑の空調設備改修の実施のため前年より1,724万6,000円余増加いたしております。

2項 清掃費のうち衛生センター費では、修繕料、光熱水費などの需用費が581万5,000円減となった一方で、基幹的整備改修事業の支出7億8,020万7,000円がありまして、前年より6億9,768万9,000円余増加いたしました。

不燃物処理場費に関わる費用につきましては、乾電池、蛍光灯の廃棄処理費などが減少となっております、前年より122万8,000円減少となっております。

3項の病院費でございますが、7億5,735万3,000円余で、前年より4,601万3,000円増加いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大によりまして夜間1次救急が休止となったための医師報酬の減、医師確保のイベント出展がウェブのみになったための減などがあった一方で、医療機器購入のための企業債償還金が増額となり、病院への繰出金が増加したものでございます。

また、令和2年度では医師1名に医師確保修学資金の貸与がありまして、基金を取り崩して繰出金として研究資金500万円分を支出しております。

5款 公債費でございますが、6,239万8,000円余で、前年との比較では52万円余増加いたしました。

なお、6款 予備費の支出はありませんでした。

3ページからの事項別明細書につきましては、後刻お目通しをお願いいたします。

次に13ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が17億8,874万1,000円、歳出総額が17億5,766万1,000円で、歳入歳出差引額は3,108万円になります。

翌年度へ繰り越すべき財源がないため、この額が実質収支額となります。

なお、前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支につきましては792万円の黒字となっております。

次に14ページをお開きください。

性質別経費の状況をお示した表になります。

個々の費目については御説明いたしません、人件費、扶助費、公債費を合計しました義務的経費は、前年より359万3,000円、3.6%のマイナスとなっております。

物件費、維持補修費、補助費、積立金、繰出金の任意的経費では、前年より4,673万4,000円、5.7%の増と

なっております。

普通建設事業費につきましては、総額で前年より7億1,415万9,000円の増となっております。

火葬場費で空調設備改修工事に2,035万円、火葬炉制御システム改修及び火葬炉補修工事に979万円、衛生センター費で基幹的整備改修工事に7億6,008万8,000円を執行しております。

続きまして15ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、令和2年度においては土地、財産の取得、売却などの変動はありませんでした。

次の16ページ、2の物品に関しましても増減はございませんでした。

3の基金に関する調書でございますが、病院施設整備基金には増減がなく、決算年度末残高は14万3,000円でございます。

医師確保基金につきましては、医師への修学資金として500万円を取り崩し、基金の利息として1万4,000円を積み立てており、年度末残高は612万円となっております。

17ページからは主要事業の説明書になりますので、後刻お目通しをお願いいたします。

22ページをお開きください。

市町村分担金調書でございます。

各事業の経費の負担割合は組合同約第14条に定められておりまして、その割合により負担していただいております。

全体の負担の状況は一番下の欄の構成比のとおりでございます。

最後に23ページをお願いいたします。

地方債の残高調書になります。

新たに3件、7億2,080万円の借入れを行い5,835万8,000円余の償還を行った結果、年度末残高は12億127万8,000円余となっております。

以上、令和2年度伊南行政組合一般会計決算の概要でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案第7号の提案説明を申し上げます。

初めに1枚紙の議案第7号資料によりまして決算概要を御説明いたします。

初めに裏面の2ページをお開きください。

患者数を御説明します。

太枠内が令和2年度の実績です。

延べ患者数ですが、入院は10.6%減少、外来は7.1%減少しました。これは新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどが原因として考えられます。

また、健診者数につきましても感染拡大期に受入れ制限を行ったことから4.2%減少しました。

次に、その下の4番5番の平均単価ですが、入院、外来ともに前年度より上昇しました。

特に外来については、抗がん剤など高額な薬品を使用する治療の増加や受診控えによって軽度な患者さんが総体的に減少したと考えられることなどによりまして13.7%増加したところ です。

表面、1ページにお戻りください。

こうした状況から、決算概要ですが、3行目の入院収益は36億3,800万円で、患者数の減少により2億4,100万円の減少、外来収益は21億4,800万円で、患者数は減少したものの、単価の上昇により1億2,300万円の増加、その他も含めて2行目の医業収益は64億1,700万円で1億2,300万円減少しました。

医業外収益では、10行目の国県補助金について、県の要請を受けて新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院に対する態勢の確保のための補助金など合計4億4,800万円が交付されたことから、1行目の総収益は74億6,200万円で3億3,100万円、4.6%増加しました。

次に費用の主な増減ですが、給与費では、19行目の退職給付関係費につきまして、前年度が特に少なかったこともあり、比較において2億1,100万円の増加、材料費では21行目の薬品日が抗がん剤など高額薬品を使用する治療の増加により8,500万円の増加、28行目の減価償却費は令和元年度に5億9,000万円で整備した電子カルテシステムの5年償却の開始により8,800万円増加などによりまして、14行目の総費用は72億1,600万円で3億1,600万円、4.6%増加しました。

次に収支ですが、32行目の医業収支は収益の減少と費用の増加によって7億5,200万円の収支赤字となりました。

一方、経常収支及び純損益は、医業外収益の増加により2億4,600万円と、ほぼ前年度並みの黒字決算となりました。

次に資本的収支ですが、41行目の建設改良費は、1億6,300万円で発熱外来診察室を新たに設置したほか、新型コロナウイルス感染症対応としての機器整備、あるいは一般診療における年次計画での機器更新などを行いました。

42行目の企業債償還金は4億2,300万円で、これも令和元年度の電子カルテシステム整備事業の財源として借入れました約5億9,000万円の借入金について5年償還が開始されたため1億1,800万円増加しました。

資本的収入は記載のとおりでございます。

なお、財源が不足する2億2,800万円は内部留保資金を充てております。

次に45行目の内部留保資金残高ですが、ここでは貸借対照表を用いて算出した結果、前年度より3億5,600万円増加の32億円となりました。

それでは、別冊の決算書を御準備願います。

1ページ2ページの決算報告書は説明を省略させていただきます。

3ページ、損益計算書です。

主な内容は先ほどの概要説明のとおりでございます。

下から3行目、当年度純利益は2億4,572万円余でございます。

4ページをお願いします。

剰余金計算書です。

当年度純利益が加算された結果、未処分利益剰余金の年度末残高は28億8,259万円余となりました。

5ページ、剰余金処理計算書です。

議会の議決を受けて処分するものはございません。

6ページからの貸借対照表は後刻お目通しをいただきまして、次に10ページの会計報告書を御覧ください。

(1) 統括的事項の4行目からになります。

昭和伊南総合病院は令和2年3月に対策本部を設置しまして、関係機関と連携してコロナ関連の対応に当たってまいりました。この間、院内感染を防止するため発熱外来診察室を新設したほか、機器の整備、感染対策の徹底などを行ってまいりました。

また、入院患者さんの御家族の面会禁止等も継続しておりまして、地域の皆様に大変な御不便をおかけしている状況は現在も続いております。

以下、決算額に関する部分は省略をさせていただきます、下から10行目に「新病院建設に向けた準備では、」という箇所がございます。

6月のパブリックコメントを経て基本構想を8月に策定いたしました。

続く基本計画につきましては令和3年度中の策定を目指すこととしたところです。

令和2年度はコロナの影響を大きく受けましたが、院内感染がなかったことにつきましては、患者さんや御家族、地域の皆様の御協力に改めて感謝を申し上げます。

当面は引き続きコロナ対応、ワクチン接種対応などに関係機関と連携して取り組んでまいります。コロナ後を見据えて、一般診療、通常業務全般についてさらなる医療の質向上や経営安定化に向けて努力をしてまいります。

以降の資料につきましては後刻お目通しを願います。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議 長(山崎 啓造君) これをもって議案第6号及び議案第7号の提案理由の説明を終結いたします。

暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

午後2時40分 休憩

午後2時40分 再開

○議 長(山崎 啓造君) 本会議を再開いたします。

ここで令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算及び令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算について監査委員から審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員(佐藤伊左男君) それでは、令和2年度伊南行政組合一般会計並びに令和2年度伊南行政組合病院事業会計の決算審査結果を申し上げます。

お手元の決算審査意見書を御覧ください。

1ページでございますけれども、審査の対象、審査の期日、審査の方法等については、記載のとおりであります。

次に審査の結果であります。審査に付された各会計の決算書類並びに附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められました。

また、予算の執行状況、経営状況及び財務状況の概要については、おおむね適正であると認められました。

2ページを御覧ください。

一般会計の決算の状況であります。当該年度の実質収支は3,100万円余、単年度収支は790万円余の黒字と

なりました。

財産、基金、地方債については、記載のとおりであります。

以下、3ページからは歳入歳出決算の状況を記載してありますが、先ほどの会計管理者の説明と重複しますので、後刻お目通しをお願いします。

9ページの審査意見を申し上げます。

1つとしまして、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の実績等、全般にわたり適正に執行されており、歳入歳出決算は正確に処理されていると判断する。

2としまして、長年の懸案であった衛生センターが改修され、新たな形態で運用が開始されたので、より効率的な管理、運営ができるよう努めていただきたい。

3としまして、不燃物最終処理場予定地の今後の在り方について検討をしていただきたい。

以上でございます。

次に病院事業会計決算であります。10ページからの予算執行状況等については、先ほどの事務長の説明と重複しますので省きます。

12ページの経営成績であります。当該年度は2億4,500万円余の純利益を計上することになりました。

また、経営状況の推移は13ページ、表5のとおりであります。令和2年度は、説明もありましたようにコロナウイルスの関係で医業収支は7億5,000万円余の大幅な赤字となりました。

財政状況、それから経営財政分析、損益関係等の前年度比較につきましては、後刻お目通しをお願いいたします。

14ページの審査意見であります。

1つとして、事業の執行状況、決算諸表、経営管理等については、適正かつ正確に処理されているものと判断する。

2としまして、新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりの中、患者数の減少等により医業収支は大幅な赤字となりましたが、コロナ関連の補助金により前年並みの黒字を計上することができた。

また、院内感染防止のため職員が一丸となって対応した努力が認められた。

3としまして、全国的な医師偏在が問題視される中、医師確保には困難性があるが、引き続き信州大学や地域医療機関との連携を深め、医師の確保と経営改善に努め、地域に信頼される病院としてより一層の努力をいただきたい。

未収金について回収の可否を検討し、一定の整理が必要と思われる。

以上の意見を申し上げまして、決算審査結果の報告といたします。

○議 長（山崎 啓造君） これにて監査委員の審査結果報告を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

午後2時46分 休憩

午後2時46分 再開

○議 長（山崎 啓造君） 本会議を再開いたします。

議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

議案書の8—1ページをお開きください。

第1条にございますように、予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を10億391万円とさせていただきます。

今回の補正予算は、例年行っている前年度の決算に伴い繰越金が確定したことにより提案をさせていただくものでございます。

8—3ページ、事項別明細書を御覧ください。

まず歳入の2番目の表、6款 繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定により2,608万円を増額し、補正後の額は3,108万円になります。

同ページ最下段の歳出でございますが、6款 予備費につきましては、所管しております施設の緊急的な修繕等に対する財源として一定額を留保するため500万円を追加し、予備費の総額を1,000万円としたいものでございます。

その結果、上段の歳入の1款1項1目 分担金について、繰越金の増額分から歳出の増額分500万円を差し引いた2,108万円を減額し、本年度の市町村分担金で精算することとしたいものでございます。

8—4ページに補正後の市町村分担金調書を掲げてありますので、御確認をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務局長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案第9号の提案説明を申し上げます。

議案書9—1ページをお開き願います。

今回の補正は、国、県において本年度も新型コロナウイルス感染症対応や感染防止対策に必要な医療機器等の整備に関する補助制度が施行されたため、これを活用して体制の整備を図るものです。

第2条は資本的収支の補正で、収入において1款3項 補助金を新たに2,150万円計上し、支出におきまして1款1項 建設改良費を2,150万円増額し、超音波画像診断装置や生体情報モニターなどの機器、備品を補助率10分の10で整備するものです。

第2条本文は、これに伴う財源内訳の補正をしております。

2ページ以降の実施計画及び財務諸表につきましては後刻お目通しを願います。

説明は以上です。

よろしく願います。

○議 長（山崎 啓造君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後3時とします。

休憩。

午後2時51分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（山崎 啓造君） 本会議を再開いたします。

日程第5 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第7号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○2番（氣賀澤葉子君） 第7号の病院の事業会計決算について伺いたいと思います。

病院事業の収益については入院患者の減少で赤字となったけれども、皆さんには病院のコロナ感染者の受入れとかいろいろなことで御尽力いただき、そちらに県のほうの補助金とかがあって全体としては黒字になったということだったんですけれども、今後、コロナを見越したこと、後で必ずしも入院とかいろいろな意味で返ってくるということについてちょっと心配している向きもあります。

それで、決算を考える中で今後こんなことを次の病院に生かしていきたいっていうものがもしあれば、ここで聞きしておきたいと思います。

よろしくお願いします。

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 新型コロナ以降、今後、新興感染症が起こる可能性については取り沙汰をされております。今回、感染発熱外来をつくったりしたのも、その意味で大変重要な経験だったかなあというふうに思っております。

新病院を建てるときには、本質的に、やはりそういうものに対して対応がすぐできるっていうことを念頭に置いた、そういう設計も考えていかなきゃいけないかなあというふうに考えています。

○議長（山崎 啓造君） よろしいですか。

○2番（氣賀澤葉子君） はい。

○議長（山崎 啓造君） ほかに質疑はございませんか。

○8番（折山 誠君） 代表監査委員さんの決算の意見書の中でちょっとお聞きをしたいんですが、9ページの（3）番、不燃物最終処分場の予定地の今後の在り方について検討されたいという御意見、多分、監査をしてきた背景の中に何か御心配される向きがあったかと思うんですが、もうちょっと分かりやすく御心配の向きをお話しただければと思います。

また、それに対して組合長としてのお考えが今現在あれば、引き続きお考えをお聞きしたい。

以上、お願いします。

○代表監査委員（佐藤伊左男君） 広域の最終処分場、八乙女の関連でこの土地が使われるかどうかということで、以前にも監査の意見として出してありますけれども、その辺の結論がまだ出てきませんので、この土地について、やはりどう処分をしていくのか、どう処理をしていくのか、その辺をきちんと検討していただきたいという意味でございます。

すみません。場所につきましては、吉瀬の一番南のほう、駒ヶ根に吉瀬地区っていうのがあるんですが、それ

の一番南のほうの天竜川沿いの土地でございます。

○事務局長（小出 孝幸君） ただいま折山議員さんから組合長の答弁ということでしたが、私のほうで内容のほうを説明させていただきます。

今、代表監査委員さんからお話のあったとおり、吉瀬の場所については、非常に道路体系、道路は伊那生田飯田線の狭い道路でありまして、立地的にあまりよろしくない場所かというふうに判断できます。

今後、八乙女の処理場はまだ20年近く運営することが可能だということになるんですけれども、その後、そういったものを伊南にという話もあって、今、土地を留保しているわけですが、今後、今言ったように建築資材の搬入にもかなりお金がかかりますし、仮に建設するとしてもいわゆる処理コストが非常に割高になるんじゃないかということが想定されますので、その辺を勘案しながら、今のところ土地は留保しておるわけですが、今後の在り方について検討させていただきたいと考えております。

○議 長（山崎 啓造君） よろしいですか。

○8 番（折山 誠君） はい。

○議 長（山崎 啓造君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 以上で質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第6号及び議案第7号につきましては、別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○8 番（折山 誠君） それではちょっと、これもやっぱり理事者の基本のお考えをお聞きしたいと思うんですが、1点だけです。

議案第8号ですが、先ほどの決算を見ていまして、当初予算では500万円の予備費を計上して、前年度の繰越金があるとその500万円を予備費にプラス計上して、最終的には1,000万円の予算を握る、そして前年度の場合でいくとそれが全額未執行だった。

ちょっと理事者の考え方をお聞きしたいのは、例えば、こういうコロナ禍で各自自治体はかなり財源的に苦しい、こういう年度に限っては500万円全額を市町村の負担金を減額する、そういうような考え方を持ってもいいんじゃないかって素朴に思うんです。

1,000万円という予備費を必ず確保しなければならないのであれば当初予算から予備費1,000万円の計上をすべきであって、繰越金を眺めながら1,000万円にするのであれば、こういう非常事態であれば額の多少にかかわらず全部を市町村負担金の減額に充てる、そういう考え方はなかったのかどうか、理事者的な考えをお聞きしたいと思います。

参考に申し上げますと、この率で500万円を割り返すと駒ヶ根市さんでいくと390万円くらいの財源確保がで

きる、そんなような思いでお聞きいたします。

○組合長（伊藤 祐三君） お答えいたします。

予備費につきましては、その時々に必要なものに対応するものとして取ってあるものでございます。

伊南行政組合の全体を眺めながらバランスを見て検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎 啓造君） よろしいですか。

○8番（折山 誠君） はい。

○議長（山崎 啓造君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第8号及び議案第9号につきましては、別紙、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いいたします。

日程第6 これより一般質問を行います。

一般質問は、申合せにより、質問時間は30分以内、質問回数は1項目につき3回までとなっております。

また、質問者は一般質問席から質問を行い、答弁者は最初の答弁のみ登壇をお願いいたします。

11番 星野晃伸議員の質問を許可します。

〔11番 星野晃伸君 質問席へ移動〕

○11番（星野 晃伸君） それでは、今回、昭和伊南病院について2つの質問をさせていただきます。

まず1問目につきまして、重複しますが入院患者さんに対する面会について今の現状をお話してください。

〔11番 星野晃伸君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 登壇〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 星野議員の御質問に対しましてお答えをいたします。

現在も新型コロナウイルス感染症は拡大が止まらない状況が続いています。

現在、県内では、広い範囲に特別警報1あるいは2、そして上伊那医療圏におきましては警戒レベル4が発出をされています。

現在、ワクチン接種が進められる中、ワクチンの効果についても内容が徐々に明らかになっています。その第1は発症予防、その第2は重症化予防であります。これは明らかなワクチン接種の有効性ということで医学的に認定されたものになります。

しかしながら、デルタ株の蔓延後、2回接種後であっても感染する可能性、そして一旦感染すればワクチン接種後であってもほかの人に感染させる可能性が指摘をされ、現実にもそのような事例が報告をされています。ですので、2回のワクチン接種を受けたとしてもマスクの着用、手指衛生、3密の回避などの感染予防策が必要となるわけでありませう。

さて、病院内の面会につきましては、全国どの病院におきましても面会制限を実施しております。この考え方は季節性インフルエンザ流行時と同様であります。

一般的に全国で発生が全くなければ全ての制限がなくなりますが、どこかで発生が続く限り、面会は許可制

とするなど、何らかの制限がなされます。

さらに、長野県内で発生があれば、その時点から原則面会禁止とすると、そう取決めをして運用をしております。

一般診療を継続すると同時にコロナ感染症に対して発熱外来、入院診療、ワクチン接種など様々な対応を行うこと、そして万一院内感染が発生した場合、診療制限をしなければならないということを考慮しますと、現在の感染状況が続けば原則面会禁止の対応は続けざるを得ないと考えております。

ただし、終末期の対応につきましては、心情的に理解できることとございますので、流行が蔓延する地域の方を除き、人数を1名ずつとし、時間を制限し、密を避ける形での面会実施をお願いしているところであります。この点は、ぜひとも御理解、御協力をお願いいたします。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 降壇〕

〔11番 星野晃伸君 起立〕

○11番（星野 晃伸君） ありがとうございます。

ただいまの御説明はよく分かるんですが、私もたまたま息子さんを亡くされた御両親にお話を聞いて非常に悲しい思いをしたことがございました。やはり自分の息子が終末期を迎えている、やっぱりそのときに両親と一緒に会えなかったというのが非常に悲しかったということがあると思います。

ぜひそんなところを、もちろん病院でマニュアルもしっかりというのは分かるんですが、部屋を変えるなりルートを変えるなりして、ぜひ患者さんまた家族の心のケアもよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして2つ目の質問をお願いします。

ただいまの救急の医療についてお聞きします。

北消防署、南消防署の隊員に聞き込みをしてみました。

ただいまは救急車をお願いして現場到着後、病院が決まるまでの時間が約10分～20分、長いときには30分かかるとお聞きしました。

現在、救急車の第一報は昭和伊南病院に入ると思ふんですが、その時点の病院側の対応はいかがですか、お聞かせください。

〔11番 星野晃伸君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 起立〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 御指摘のございました救急現場の実情につきまして調査をさせていただきました。まず、その結果を御報告いたします。

調査いたしましたのは救急隊の現場滞在時間です。現場到着から現場出発までの時間をいいます。

現場では、傷病者に接触をして、その後、バイタルサインの測定、既往歴、現病歴の問診、酸素投与等の必要な処置を行いつつ救急車内へ収容します。病状に合わせ病院選定を実施し、電話連絡をした後、搬送がオーケーとなれば現場を出発すると、そういう流れになります。

この際に現場滞在時間が長くなる原因の最大のものは病院選定が困難になった場合ということとあります。

調査の結果でございますけれども、令和2年度の実績では、上伊那全体の平均は19分33秒でございました。

伊南地域では14分29秒でした。伊南地域においては病院選定がスムーズに実施され搬送されていることを

示しているというふうに思います。

また、もう一点でございますけれども、搬送先の病院でございますが、平成30年度、伊南地域での北署、南署を合わせた出動回数は2,143件でした。不搬送115件を除く2,028件のうち1,772件が当院に搬送され、この割合は87%でございます。

医師の専門性の点もございますので全てを受け入れているわけではありませんが、87%という数字は高いものというふうに考えております。

御報告は以上です。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 着席〕

〔11番 星野晃伸君 起立〕

○11番（星野 晃伸君） ありがとうございます。

何分、昭和伊南病院っていうのは本当にこの地域の皆さんの心の支えの病院だと思います。

大変なお仕事だとは思いますが、緊急医療についても近くの伊那中央病院とも連携を取るような形で、ぜひスムーズな患者さんの搬送をお願いしたいということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〔11番 星野晃伸君 着席〕

○議長（山崎 啓造君） これにて11番 星野晃伸議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

午後3時18分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（山崎 啓造君） 本会議を再開します。

次に、5番 竹村誉議員の質問を許可します。

〔5番 竹村誉議員 起立〕

○5番（竹村 誉君） 6月の議会に引き続き質問させていただきます。

駒ヶ根市議の竹村誉です。よろしく申し上げます。

今回は4点の質問をさせていただきます。

最初に発熱外来の実態と今後について質問します。

昭和伊南総合病院の発熱外来の設置に関しては、伊南行政組合が令和2年8月の第3回臨時議会において、県補助金を活用し、院内における感染防止対策として新型コロナウイルスやインフルエンザなどの増加が見込まれた発熱症状等のある患者について、ほかの患者や職員と動線を分ける必要を徹底するため導入されました。

一般の患者と異なる場所で外来受付、検査、診察等を一体的に行うことができる簡易診察室を含め、医療機器、感染防止機器、職員の配置に関する人件費、あと検査キット等、8,000万円ほどの規模の補正予算を盛り込んで実施をしてきたものです。

拡大しているコロナ下にあって発熱外来が果たす役割と期待は大きいと期待もあつたわけですが、市民からは目に見えた稼働状況とか効果が聞こえてこないという声も聞かれました。

昭和伊南総合病院の発熱外来の診察は事前に電話で予約をした上で受診、検査を平日の昼間1日最大で12人

の枠を設けて運用するとしていたのではないかと記憶しています。

質問です。

まず、この間の利用者数や頻度、陽性者率の実態と効果をどのように評価しているのか、答弁を求めます。

次に今後の発熱外来の活用の考え方と検査拡大の展望について質問します。

ワクチンの接種によりコロナ対策が進む一方で、新規変異株の到来や置き換わりも広がる中、新型コロナウイルスの感染症への対応が今後どのように変わっていくのかは見通せない状況もあります。

しかし、コロナ前の社会に戻ることや感染防止対策が要らない社会に早速戻るとは考えづらいというのが専門家も含めた共通した考えではないかと思われまます。

むしろ、感染が疑われる患者はもとより、症状が出ていない市民にも感染症の有無を大規模に識別する検査や診察は社会活動を続けていく上で不可欠になっていくと考えます。

今後の発熱外来の活用の考え方と検査拡大の展望についてどのような見解を持っているか、答弁を求めます。

以上2点を最初の質問といたします。

[5番 竹村誉君 着席]

[病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 登壇]

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 竹村議員の質問に対しましてお答えを申し上げます。

まず発熱外来の実績についてです。

現行の発熱外来の対応の手順により検査を開始した令和2年7月から本年7月までの13か月間で1,078件の検査を行いました。陽性は3件でございます。ですので、その割合は0.3%ということになります。

発熱外来を設置しましたことによりまして一般患者との動線を明確に区別できるため、やはり効果的に感染対策を行い、より安全性を確保しながら一般診療と並行して発熱患者の検査、診察ができたことと評価をしております。

最も大切な点は、先ほども申し上げましたとおり、対応手順を考え作成し、それに基づいて組織として対応した経験、そういうものが重要であり、今後に活かしていけるものだというふうに考えております。

今後の活用についてでございますけれども、上伊那地域における発熱患者の検査、診察については、まずかかりつけ医がある方についてはかかりつけ医に相談をする、かかりつけ医がない方は保健所に電話をかけて保健所の指示によって検査を受ける医療機関を決める、その判断で、その中には病院も含まれておりますけれども、検査可能な医療機関で受診をしていただければ当然検査を受けることができるという役割です。

本院としては、こうした枠組みの中で発熱者あるいは新型コロナウイルス感染疑いの患者さんに対していつでも検査ができる態勢は維持していくというふうに考えております。

今後についてですけれども、先ほども言いましたように新たな新興感染症が起こる可能性について示唆されております。このため、厚生労働省では医療法で定める従来からの5事業に新興感染症を追加し6事業目として位置づけ、第8次医療計画の中でこれを取扱うことが決まっております。

今後様々な指針が出てくるものと思われまます。こうした現状も踏まえまして、今回整備した施設、検査機器等については、当面は現在の運用の仕方を基本とし、着実に検査、診察に対応できるように活用してまいります。

以上です。

[病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 降壇]

〔5番 竹村誉君 起立〕

○5番（竹村 誉君） 発熱外来の実態と効果を答弁いただきました。

当面は現状の使い方をしていくということでありませう。

私は、もっと使い方を拡充して有効に施設を生かしていくことが求められると考えるものです。

伊南の住民の誰もが気楽に感染への心配を排除できる施設として活用されるよう、財政的には県や自治体に検査費用の補助金を充てる制度の実現を図る手だてや、今までワクチン接種にかけていた医療体制の工数をワクチン接種が一段落した後は発熱外来に振り向けるなどして、伊南からの感染を顕在化して一掃するキーとなる施設として昭和伊南総合病院の発熱外来を活用し展望していただくことを期待しているものです。その辺をこの場では強調しておきたいと思ひます。

次に大きな2番目の国によるコロナ患者の入院制限への転換、見解と現状はについて質問します。

最近の第5波の感染拡大を受けて、国による新型コロナ患者の入院制限の方針転換が波紋を呼んでいます。

現在、感染が急増している現場では、肺炎を起こしている中等症患者が入院できないなど、救える命が救えなくなつてきています。まさに医療崩壊が起こっているというのが感染者が急増している都心などでの実態です。

そうした中での入院制限という政府方針は、危機的事態を解決すべきときに救える命に向き合わず、事実上、事の本質にさじを投げるものであります。

質問です。

自宅療養を基本とする政府方針について見解を求めます。

〔5番 竹村誉君 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 起立〕

○組合長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症患者の入院基準につきましては、無症状者と軽症者は自宅または宿泊療養施設で行い、中等症以上は原則入院とされております。

御指摘のとおり、政府は、8月2日、感染急拡大をしている地域におきまして限られた病床を効率的に使えるよう入院を重症者と重症化リスクが高い人に重点化をし、それ以外は自宅療養を基本とする方針を発表しております。この方針は感染急拡大地域に限ってのことでありまして、かつ当該の都道府県の判断によるとしております。

しかし、自宅で急変した場合どうなるのかという不安が広がり、発表から3日後の5日、政府は、中等症は原則入院と修正し、再び混乱が広がった結果となりました。

背景には、感染が急拡大をする中で、特に首都圏において病床確保対策の選択肢が必要になったということがあると考えます。

しかし、今回の発表は専門家を含めた議論も不十分であり、唐突であったと言わざるを得ません。

感染が広がる中で自宅療養者の数は増え続けております。本来であれば入院すべきところを自宅療養を強いられておられる患者も相当数いると思われませう。自宅療養中に死亡した事例も報告されております。

政府には、入院基準の科学的根拠、自宅療養中の急変に対する仕組みも含めて、国民が納得できる丁寧な説明が必要だったと思ひます。

さて、長野県におきましては、16日現在でコロナ専用病床として確保されている490床の使用率は44.5%、県内4地域別の病床逼迫度は南信の場合37.7%となっております。

上伊那地域の直近の状況は、現時点で直ちに病床が逼迫するという状況ではありません。

しかし、昨日、県の感染警戒レベルは4に引き上げられております。今後の動向には予断を持って見るということができない状況であります。

病院を運営します伊南行政組合としましては、保健所、ほかの医療機関と連携をしまして入院の要請に応え、適切な医療が提供できる体制の確保に努めてまいります。

また、ワクチンにつきましても市町村が行う接種事業につきまして医師、看護師、薬剤師の派遣につきまして引き続き協力を続けてまいります。

〔組合長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 竹村誉君 起立〕

○5番（竹村 誉君） 私は、方針転換に伴って必要となる在宅医療体制の整備もケア体制の構築などもされていない中であっての方針転換は、医療逼迫の現状を追認する、政府の責任を放棄した宣言だと言わざるを得ないと考えております。

入院制限の対象は、先ほど組合長も言いましたように、中等症のうちは政府方針の変更もあって可能でありますけど、実態的には重症化リスクが低い患者だとしていると思います。

自宅療養者が増えれば症状が急変しても自分で連絡できないケースが必ず出てきます。

また、必要な治療がタイムリーに受けられなければ重症化を防げる人への対応も遅れ、結果として重症者が増えてしまいます。

今しなければいけないのは、政府が医療体制の脆弱さを認め、現実を受け止めて、どうしたら病床が確保できるのか、療養施設を確保できるのか、施設やベッドの数にとどまらず医師や看護師を確保できるのか、そのことを専門家、医療関係者に協力を求めて真摯にこの難題に向き合って実効性のある手だてを取ることに心血を注ぐべきだと考えるものです。

次に、入院制限はあくまでも自治体による選択肢の1つと政府はしていますが、ここ昭和伊南総合病院における入院制限の有無等、現状はどうか、答弁を求めます。

〔5番 竹村誉君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 起立〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） お答え申し上げます。

今回の政府方針は病床が逼迫した首都圏のことを念頭に置いているものと思われれます。入院適用を変更する考えがそれに対して提示をされました。

しかし、現在の上伊那医療圏の状況であれば、引き続きこれまでと変わらない入院適用での運用が可能であろうと考えています。

当院では、現在、病棟の1つを新型コロナ入院病棟として入院が可能な体制を取っております。

今後、上伊那医療圏で爆発的は感染拡大が発生をすれば、当然病床は不足をいたします。さらなる病床を確保する必要が生じるわけです。その場合には一般診療の制限をしてでももう1病棟を新型コロナに対応するかどうか

か、今後はそのあたりを想定しつつやっていきたいというふうに思います。

適切な医療が提供し続けられるように努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 着席〕

〔5番 竹村誉君 起立〕

〇5 番（竹村 誉君） 病院長のほうから、不本意にも感染拡大が急増した場合、この地域がそうなった場合、病院としてちゃんとしていく準備があるということです。

共同通信社が行った全国の世論調査によると、政府の病床確保策に「不安を感じる」という回答は79.9%に上っています。8割が懸念を示しているわけです。政府方針は破綻している、望まないというのが市民感覚だと思います。

先ほどの答弁にもありましたけど、ぜひ伊南行政組合として命を守るという大前提の最善策に向き合って医療体制の整備構築を進めておいていただきたいと強調しておきます。

続いて3番目の新型コロナウイルスの感染症の後遺症の事実と対応はについて質問します。

新型コロナウイルス感染症の影響による後遺症の事例が全国で報告されています。

新型コロナ後遺症については、その原因をはじめ分かっていないことが多く、感染後に残っているウイルスの影響や炎症の影響が続いているとも考えられるし、体が自己免疫反応を起こしている可能性もあると説明している専門家の方もおられます。

生物学的に言えば新型コロナ後遺症は複数の障害の集合体である可能性もあるということですが、いずれも特定されたものではないわけです。

そして、こうした中、病院において、あるいは伊南、上伊那管内における後遺症の発症事例の有無と対応についてどのようになっているのか、答弁を願います。

続いて、次に大きい4番目の質問です。

ワクチン接種により重症化した副反応の実態と対応について質問します。

伊南管内においてもコロナワクチンの接種は国からのワクチン供給に不安を抱えている部分はありますが、接種は進んでいます。

私も明日2回目の接種を予定していますし、全体的には2回目まで済ませた方はまだ4割に届かないところだと思いますが、県内高齢者の接種率は1回目が90.1%、2回目87.2%と都道府県別では高いほうから8番目の接種率だそうです。

接種率の増加に伴って副反応、副作用の事例も話題になっており、心配されて打つのをためらっておられる方や私のほうまで相談されて来る方もおられます。

ワクチン接種による副反応の重症化率の実態をどのように捉えているのか。

また対応についてどのように対処されているのか。

以上、新型コロナの後遺症とワクチン接種後の副反応について2点の答弁を求めます。

〔5番 竹村誉君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 起立〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） お答えを申し上げます。

まず後遺症のほうですけれども、新型コロナウイルス感染症の後遺症につきましては、決定的な治療法もなく困っている方が多いと報道をされております。

新型コロナ感染により当院に入院した患者さんの全ての方がその後も当院に通院するというわけではありませんで、あくまで担当医の印象によりますが、退院時点で後遺症を訴えた方はおらず、発症時に見られた味覚障害等は消失をして退院をした方々だったというふう聞いております。

次に副反応でございます。

ワクチンの副反応についてですが、伊南管内でのワクチン接種には病院の医師、看護師、薬剤師等も業務に携わっているところであります。

ワクチン接種業務の主体は市町村であって、統計作業を病院が行っているわけではございませんので、重症化率等を把握しているわけではありません。

私がお答えできることとして院内で行われましたワクチン接種についてお答えをいたします。

病院職員や外部医療関係者を含めて合計 558 名の接種を実施いたしました。

その中で最も重大な合併症でありますアナフィラキシーにつきましては、生じた方はありませんでした。

3 名の方が接種直後に不調を訴えましたが、いずれの方も血圧上昇、頻脈といったような病状を呈しておりました。うち 1 名の方は回復が遅れ 1 日入院をいたしました。その他の方はその場で回復をして帰宅となっております。

今後も住民へのワクチン接種が続きます。

病院では急変時に引き受けられる体制を引き続き取っております。

接種業務に伴って急変をした場合にはちゃんと病院で診療ができるような体制を継続してまいりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 着席〕

〔5 番 竹村誉君 起立〕

○5 番（竹村 誉君） コロナの後遺症の実態や対応、ワクチン接種後の副反応について答弁いただきました。

昭和病院で担当された部分ですので全体をつかむってことはできないと思ひますけど、コロナの後遺症についてもワクチン接種の副反応のおそれについても、皆が初めての経験の中で分からないことが多いわけですが、伊南の拠点病院である昭和伊南総合病院が住民の不安に応えるよりどころとして、そうしたセンター病院であることは紛れもない事実であるので、これからも住民の負託に応えていただきたいと、そのことを強調して、私の一般質問の全てといたします。

〔5 番 竹村誉君 着席〕

○議 長（山崎 啓造君） これにて 5 番 竹村誉議員の一般質問を終結いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後 3 時 4 3 分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（山崎 啓造君） 本会議を再開いたします。

日程第7

議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第7号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

以上2議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

議案第6号については総務衛生委員長より、議案第7号については病院厚生委員長より、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（折山 誠君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、先ほど委員会を開き内容を慎重に審査いたしました結果、全員の賛成により本案を認定すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

審査の過程で出された主な質疑について報告申し上げます。

「各市町村では年度当初から負担金の額を少しでも少なくという望みが強い中で、決算を見ると不用額が大きく、当初見積もりでももう少し負担金の減額という努力ができなかったか。」このような質問がございました。これに対しまして「不用額の大きな理由といたしまして、聖苑の工事入札差金、それから衛生センター改修中の電気不使用による電気料の減額、それからセンターへの搬入量の減少による処理費の減、その他大きいものとして各伊南の施設の老朽化が進んでまいりまして、どうしても年度の当初に安定運営のための修繕費を見込む必要があるということでありまして、これらを考え合わせますと当初予算段階では予測のできない不用額であった。」このようなお答えでございました。

討論はございませんでした。

○病院厚生委員長（小林 敏夫君） 病院厚生委員会審査結果報告。

それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第7号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を認定すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質問の中で「未収金について14億8,400万円ありますが、その明細は。」ということで、「2か月遅れでの診療報酬が約10億円、コロナ関連の県の補助金が約4億円、医療の未収で3か月以上の長期未収が1,500万円程度ある。」と、そういうことでありました。

次に医師数についての御質問がありまして「医師数の問題は全国的であり、地域差もあり、経営安定のためにも医師数確保は必要である。」と、そういう答弁でありました。

以上です。

○議長（山崎 啓造君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各議案の採決を行います。

初めに議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和2年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に議案第7号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和2年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、

議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

議案第8号については総務衛生委員長より、議案第9号については病院厚生委員長より、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（折山 誠君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、本日、委員会を開き内容を慎重に審査いたしました結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決定いたしましたので御報告申し上げます。

なお、質疑、討論はございませんでした。

○病院厚生委員長（小林 敏夫君） 病院厚生委員会審査結果報告。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第9号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計補正予算

(第1号)は、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑、討論はございませんでした。

以上です。

○議 長(山崎 啓造君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各議案の採決を行います。

初めに議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 御異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和3年度伊南行政組合一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第9号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 御異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

組合長より御挨拶をお願いいたします。

○組 合 長(伊藤 祐三君) 令和3年第3回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして御礼の挨拶を申し上げます。

今定例会に提案させていただきました全ての案件につきまして、慎重なる御審議の上、御同意を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

今議会を通じまして賜りました御意見、御提案は、今後の組合事業運営に生かしていくよう努力してまいります。

議員の皆様には今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

各市町村とも9月定例議会が迫っております。議員の皆様には御自愛いただきましてますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（山崎 啓造君） これをもって令和3年第3回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

○次長（小林 美恵君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

午後4時57分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月18日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員